

広島県公立大学法人告示第一号

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十条第二項の規定によつて、口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報を次のように定め、令和三年六月二十五日から施行する。

なお、平成十九年公立大学法人県立広島大学告示第一号（口頭により開示の請求をすることができるとができる保有個人情報）は、令和三年六月二十四日に限り、廃止する。

令和三年六月二十四日

広島県公立大学法人理事長 土 屋 定 之

一 県立広島大学

試験等の名称		開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
一般選抜入学試験		(1) 大学入学共通テストの科目別得点 （合否判定に利用した科目に限る。） (2) 個別学力検査等の科目別得点 (3) 加点対象として学生募集要項で示した内容の得点 (4) 上記(1)～(3)を合計した総得点 (5) 募集区分における個人成績の順位	四月一日から四月三〇日までの間で別途定める日から一か月間	県立広島大学
特別選抜入学試験				
学校推薦型選抜	(1) 小論文の得点 (2) 面接の得点 (3) 調査書等により評価した得点 (4) 加点対象として学生募集要項で示した内容の得点 (5) 大学入学共通テストの科目別得点 （合否判定に利用した科目に限る。） (6) 上記(1)～(5)を合計した総得点 (7) 募集区分における個人成績の順位			
総合型選抜	(1) 志望理由書の得点 (2) 活動実績報告書及び調査書の得点 (3) 加点対象として学生募集要項で示した内容の得点 (4) 面接の得点 (5) 上記(1)～(4)を合計した総得点 （受験したものに限り。）			
社会人特別選抜	(1) 小論文の得点 (2) 面接の得点 (3) 加点対象として学生募集要項で示した内容の得点 (4) 上記(1)～(3)を合計した総得点			
帰国生徒特別選抜	(1) 小論文の得点 (2) 面接の得点 (3) 加点対象として学生募集要項で示した内容の得点 (4) 上記(1)～(3)を合計した総得点			
外国人留学生特別選抜	(1) 現代日本語の得点 (2) 小論文の得点			

			(4)(3) 面接の得点 上記(1)～(3)及び日本留学試験の科目別得点(合否判定に利用した科目に限る。)を別途定める学科・コースの配点に換算した得点を合計した総得点
--	--	--	--

備考

1 この表により、口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報とは、開示請求を行う日が属する年度の前年度に実施した入学試験に係るものとする。

2 この表における「得点」は、素点のことをいう。

ただし、「総得点」は、この素点を別途定める、学科・コースごとの配点に換算した得点を合計したものとす。

二 叡啓大学

入学時期	試験等の名称	試験等の段階	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
春入学	総合型選抜 留学生選抜	第一次選考 (書類選考)	(1) 志望理由書、活動報告書、小論文のそれぞれの得点 (2) 第一次選考の合計得点、順位	四月一日から四月三〇日までの間で別途定める日から一か月間	叡啓大学
	学校推薦型 選抜	第一次選考 (書類選考)	(1) 志望理由書の得点 (2) 第一次選考の順位		
		第二次選考 (グループディスカッション、面接)	(1) グループディスカッション、面接のそれぞれの得点 (2) 第二次選考の合計得点、順位		
	一般選抜	第一次選考 (書類選考)	(1) 小論文の得点、順位 (2) 志望理由書の段階評価結果		
		第二次選考 (教科・科目試験、面接)	(1) 教科・科目試験の受験科目、科目得点、合計得点、順位 (2) 面接の段階評価結果		
秋入学	留学生選抜 総合型選抜	第一次選考 (書類選考)	(1) 出願書類の評価結果(得点又は段階評価) (2) 第一次選考の順位	一〇月一日から一〇月三〇日までの間で別途定める日から一か月間	叡啓大学

		第二次選考 (面接)	面接の評価結果(得 点又は段階評価)		
--	--	---------------	-----------------------	--	--

備考

- 1 この表により、口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報とは、開示請求を行う日が属する年度の前年度に実施した入学試験に係るものとする。
- 2 一般選抜の教科・科目試験に関する開示内容は、令和三年度入学者選抜に限る。
- 3 開示内容の言語は、春入学は日本語、秋入学は英語とする。